

## 日向市地域公共交通会議設置要綱等の改正について

### 1 改正理由

地域全体の公共交通のあり方や活性化施策の協議を行う場として、「道路運送法」及び「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「活性化再生法」という。）」の規定に基づく法定協議会としての「日向市地域公共交通会議」の設置要綱を、令和2年11月に施行された活性化再生法の改正に沿った形で、「日向市地域公共交通計画」の作成や役員の役割を明確化するなど、全部改正するほか、各種補助金等の受け皿として機能するよう財務規定を定めるものです。

### 2 根拠（関係）法令

- ・道路運送法（昭和26年法律第183号）
- ・道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）
- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号）

### 3 改正の主な内容

- ・第1条（目的）に地域公共交通計画の作成を明記します。
- ・第2条（協議事項）の形成計画の策定を交通計画の策定へ変更します。
- ・第5条（役員及び職務）に副会長を規定し、各役員の役割を明記します。
- ・別表（第3条関係）の委員構成に学識経験者とその他交通会議が認める者に加え、関係法令に定める委員構成要件の対象条項を加えます。
- ・財務規程を別に定めることとし、財務規程の主な内容としては、予算、出納、決算などとなります。

### 4 添付資料

- ・資料1-1 現要綱と改正要綱案の比較表
- ・資料1-2 現要綱別表（第3条関係）＊役員構成
- ・資料1-3 改正要綱案（第3条関係）＊役員構成
- ・資料1-4 日向市地域公共交通会議財務規定（案）



日向市地域公共交通会議設置要綱	日向市地域公共交通会議設置要綱（全部改正案）
<p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)及び地域公共交通確保維持改善事業の協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、日向市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議を行う。</p> <p>(1) 形成計画の策定及び変更に関する事項</p> <p>(2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項</p> <p>(3) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関する事項</p> <p>(5) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 交通会議は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 会長は、総合政策部長をもって充て、会務を総理する。</p> <p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>4 委員は、別表に掲げる者とし、市長が委嘱又は任命する。</p> <p>5 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 日向市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)</u>の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会として設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の形態及び運賃・料金等に関する事項。ただし、運行回数・運行時刻等の軽微な事業計画の変更については、事後の報告をもって協議結果とする。</p> <p>(2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>(3) <u>交通計画の作成及び変更の協議並びに実施に掛かる協議及び連絡調整並びに事業の実施に関する事項</u></p> <p>(4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</p> <p>(交通会議の委員)</p> <p>第3条 交通会議は、別表に掲げる者により構成するものとし、その委員は関係団体の長が指名する者とする。</p> <p>2 委員は、市長が委嘱又は任命する。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

<p>(役員及び職務)</p> <p>第5条 交通会議に次の役員を置く</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 1人</p> <p>(3) 監事 2人</p> <p>2 会長は、総合政策部長をもって充て、交通会議を代表し、会務を総括する。</p> <p>3 副会長及び監事は、会長が委員の中からこれを指名する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、その職務を代理する。</p> <p>5 監事は、交通会議の会計を監査する。</p> <p>6 会長、副会長及び監事は、相互にその職を兼ねることができない。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 交通会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>2 交通会議は委員の過半数以上が出席しなければ開催できない。</p> <p>3 委員は、交通会議への出席及び議決権の行使を、代理人に委任することができる。</p> <p>4 交通会議の議決の方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。</p> <p>5 交通会議は原則として公開とする。ただし、交通会議の運営に支障をきたすと認められる場合は、非公開とする。</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p> <p>(分科会)</p> <p>第8条 交通会議は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を</p>	<p>(会議)</p> <p>第4条 交通会議は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2 会長は議長となり、会議を総括する。</p> <p>3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開催できない。</p> <p>4 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。</p> <p>5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、交通会議の運営に支障を来たと認められる場合は、非公開とする。</p> <p>6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し交通会議への出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。</p> <p>(協議結果の尊重義務)</p> <p>第5条 委員は、交通会議で協議が調った事項について、その協議結果を尊重しなければならぬ。</p> <p>(分科会)</p> <p>第6条 交通会議は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 交通会議の事務を処理するため、総合政策部総合政策課に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。</p> <p>3 事務局に關し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第8条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。</p>
---	---

<p>(監査)</p> <p>第9条 交通会議に監査委員を2人置く。</p> <p>2 監査委員は、委員の中から会長が任命する。</p> <p>3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。</p> <p>(財務に関する事項)</p> <p>第10条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(交通会議が解散した場合の措置)</p> <p>第11条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、当該解散の日に会長がこれを決算する。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p>	<p>行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第9条 交通会議の事務を処理するため、総合政策部総合政策課に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>3 地域公共交通に関する相談、苦情等は、事務局が対応する。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第10条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。</p> <p>(財務)</p> <p>第11条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(交通会議が解散した場合の措置)</p> <p>第12条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、当該解散の日に会長がこれを決算する。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p>
---	--

## ○日向市地域公共交通会議設置要綱

## 別表(第3条関係)

構成区分	委員
日向市	日向市総合政策部長
一般乗合旅客自動車運送事業者	宮崎交通株式会社延岡自動車営業所の代表者又はその指名する者
一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者	社団法人宮崎県タクシー協会日向支部の代表者又はその指名する者
一般旅客自動車運送事業者が組織する団体	社団法人宮崎県バス協会の代表者又はその指名する者
	社団法人宮崎県タクシー協会の代表者又はその指名する者
住民又は地域公共交通機関利用者の代表	日向市区長公民館長連合会の代表者又はその指名する者
	日向市高齢者クラブ連合会の代表者又はその指名する者
	日向市障害者団体連絡協議会の代表者又はその指名する者
九州運輸局宮崎運輸支局	九州運輸局宮崎運輸支局長又はその指名する者
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	宮崎交通株式会社労働組合延岡支部日向分会の代表者又はその指名する者
道路管理者、宮崎県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者	宮崎県日向土木事務所の代表者又はその指名する者
	日向市建設部建設課長又はその指名する者
	宮崎県警察日向警察署の代表者又はその指名する者

○日向市地域公共交通会議設置要綱 改正案

別表（第 3 条関係）

道路運送法施行規則第 9 条の 3		地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条第 2 項	構成区分	委員
1 項	一号	一号	日向市	日向市総合政策部長
	二号	二号	一般乗合旅客自動車運送事業者	宮崎交通株式会社延岡営業所の代表者又はその指名する者
			一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者	社団法人宮崎県タクシー協会日向支部の代表者又はその指名する者
			一般旅客自動車運送事業者が組織する団体	社団法人宮崎県バス協会の代表者又はその指名する者 社団法人宮崎県タクシー協会の代表者又はその指名する者
	三号	三号	住民又は地域公共交通機関利用者の代表	日向市区長公民館長連合会の代表者又はその指名する者
				日向市高齢者クラブ連合会の代表者又はその指名する者
				日向市障害者団体連絡協議会の代表者又はその指名する者
	四号		九州運輸局宮崎運輸支局	九州運輸局宮崎運輸支局長又はその指名する者
	五号	二号	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	宮崎交通株式会社労働組合延岡支部日向分会の代表者又はその指名する者
	2 項	一号イ	三号	道路管理者、宮崎県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者
一号イ		日向市建設部建設課長又はその指名する者		
一号ロ		宮崎県警察日向警察署の代表者又はその指名する者		
二号		学識経験者		
		その他交通会議が認める者		

## 日向市地域公共交通会議財務規程（案）

## （趣旨）

第1条 この規程は、日向市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、日向市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （予算）

第2条 交通会議の予算は、負担金、補助金及びその他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、交通会議の承認を得なければならない。
- 3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

## （補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、規定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議の承認を得なければならない。ただし、軽易と認められる場合については、この限りでない。

- 2 会長は、前項の規定により軽易と認められる予算の補正を処分したときは、直近の交通会議の会議においてこれを報告しなければならない。

## （流用及び充用）

第4条 会長は、歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、交通会議に報告しなければならない。

## （予算区分）

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2以外の項及び目を定めることができる。

## （出納及び現金等の保管）

第6条 交通会議の出納は、会長が行う。

- 2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

## （出納員）

第7条 会長は、交通会議の事務局長に出納責任者を命じ、交通会議の事務局員のうちから、交通会議の出納員を命ずる。

- 2 出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

## （収入及び支出の手続き）

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、日向市の例による。

- 2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿
- (2) その他必要な簿冊

## （決算等）

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の監事の監査に

付した後、交通会議の承認を得なければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年5月 日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2 (第5条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 返還金	1 返還金	1 返還金
4 予備費	1 予備費	1 予備費